

13 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区上杉1丁目2-3			代表者	会長 加藤 睦男
電話	022-225-8476	ファックス	022-268-5139	ホームページ	http://www.miyagi-sfk.net/
設立	昭和27年5月17日	改革分類	自立支援団体	県担当課	保健福祉部 社会福祉課
出資等の状況	第1位 宮城県 (90.9%) 10,000 千円	第2位 岩沼市 (9.1%) 1,000 千円	第3位 - (-) - 千円	その他 - (-) - 千円	
設立目的(定款等)	社会福祉を目的とする事業の健全な発達・活性化, 従業員の研修, 地域生活支援並びに高齢者支援により地域福祉の推進を図ることを目的とする。			出資等総額	11,000 千円 (100.0%)

2 主な事業内容

事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1 第1種・第2種社会福祉事業	4,336,715	10,918,798	13,672,049	船形の郷・啓佑学園・和風園・借楽園等社会福祉施設の管理運営, 生活福祉資金の貸付事業
全体事業に占める割合	86.2%	94.2%	95.2%	
事業2 その他社会福祉事業	604,546	590,794	618,592	介護福祉士修学資金, 七ツ森希望の家, 介護研修センター, 中国帰国者支援・交流センター等の公益事業の実施
全体事業に占める割合	12.0%	5.1%	4.3%	
事業3 高齢者の生きがい対策事業	92,678	79,340	67,745	元気高齢者の社会参加促進事業の実施
全体事業に占める割合	1.8%	0.7%	0.5%	
その他の事業				
全体事業費	5,033,939	11,588,932	14,358,386	指定管理者 ・介護研修センター・援護寮 ・啓佑学園・第二啓佑学園 ・船形の郷・七ツ森希望の家
全体割合	100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
<p>地域福祉推進の中核機関として, 市町村社会福祉協議会, 福祉諸団体, NP O法人, ボランティア等の幅広い関係者との連携・協働のもと, 県民の誰もが地域で安心して暮らせる福祉社会の実現を目指していく。</p> <p>指定管理者制度下で管理経営する社会福祉施設では, 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに, 効率的な管理に努めていく。</p> <p>被災地域市町村社会福祉協議会との協働・連携により, 被災住民等の自立・復興に向けた支援を行う。</p>	<p>当団体は, 社会福祉法において, 市町村社会福祉協議会の相互の連絡等を行う地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置づけられており, 当団体が行う広域的・専門的な指導等により, 地域福祉活動の効果的な実施が期待される。また, 県の複数の福祉施設の指定管理者であり, 専門性を活かして適正な運営を図ることが求められる。</p>

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
<p>地域共生社会実現に向けて行政, 社協, 関係機関等を構成員とした「宮城県地域共生社会推進会議」を県との連携・協働により設置。現在105団体が参加しているが, 今後も様々な団体の賛同を得ながら, 参加団体を増やすとともに, 専門部会等を開催し, 適切な情報提供を行っていく。</p> <p>「地域福祉活動計画」について, 新たに策定する2市町村協及び更新期を迎える4町社協へ策定支援を実施した。新たに策定する2市町村協に対しては, 今後も支援を継続する。</p> <p>指定管理施設をはじめとする社会福祉施設等の運営においては, 法令遵守を基本とした運営上のリスク管理の徹底等により, 適正かつ健全なサービスを提供することができた。今後も継続し, 多様化する利用者の状況に応じたサービス提供を行うとともに, 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に努めていく。</p> <p>震災から10年の節目にあたり策定した「被災地(者)支援指針」に基づき, 市町村社協会長, 事務局長会議などで今後発生が想定されている大規模災害に備え, 内陸部を含む県内市町村社協等への指針の普及, 理解促進を図った。</p>	<p>県と連携・協力し, 宮城県地域共生社会推進会議を設置し, 地域共生社会の実現に向けた機運の醸成に努めている。</p> <p>平成30年度から令和4年度までを計画期間とする第二期地域福祉推進計画に基づき, 本県の地域福祉推進の中核機関として, 市町村社会福祉協議会をはじめ, 福祉諸団体等との連携・協働のもと, 着実に事業を推進した。少子高齢化や核家族, 単身世帯の増加など地域を取り巻く環境が大きく変化し, 地域や家庭での支え合い機能の低下等が進んでいる中で, 関係団体等と一層の連携を図り, 引き続き地域福祉の向上に努めることが期待される。</p>

(3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	<p>一般会計に関し, 会計監査法人の助言等により, ガバナンスの強化を図ることができた。</p> <p>健全性の確保に向け, 職員に対する啓発等の研修を行い, コンプライアンスを強化する必要がある。</p> <p>適正なサービスの提供及び事業を円滑に実施するため, 定年退職者の推移及び実施事業の状況を踏まえて職員を採用するなど適切な人材の確保に努めた。</p>	<p>社会福祉法人制度改革に伴い, 会計監査人を置き, 会計監査人による監査の実施のほか, 指導に基づく事務改善を図るなど, 経営組織のガバナンスの向上に努めている。また, 人材の育成・確保を図ったほか, ホームページにおいて計算書類や事業報告等を公表しており, 積極的に情報を公開している。</p>	A
ロ 財務の健全性 ※1	<p>新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金等特例貸付原資受領により補助金及び流動比率が増となっている。</p> <p>収入については, 各種貸付事業の貸付原資受領のタイミングにより数値が大きく変動する場合がある。また, 多くを県指定管理や, 委託・補助事業が占めているため, 法人としての経営状況は安定している。</p> <p>一方で, 一部の自主運営施設において, 新型コロナウイルス感染症の影響で, 収入が減少しており, 経営状況の改善が必要である。</p> <p>今後も, 自主運営施設の老朽化等による修繕等費用の計画的な積立, 職員の処遇改善費の増加等による将来的な費用増加を見据えた経営基盤の強化に努める。</p>	<p>正味財産比率は高い水準で推移しており, 継続して安定した経営が図られている。また, 自主運営施設等の運営について, 検討委員会を設置し, 今後のあり方や整備について検討を重ねるなど, 自主的な運営に向けた取組も実施している。</p>	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	<p>法令遵守に基づいた経営を基本として, 適正な財務管理を行うとともに, 運営上のリスク管理の徹底を図り, 適正かつ健全な法人運営に努めている。</p>	<p>会計監査法人の助言等により, ガバナンスの強化を図ることにより組織の安定した経営に努めるとともに, 県と連携・協力し, 宮城県地域共生社会推進会議を設置し, 地域共生社会の実現に向けた機運の醸成に努めるなど, 多様化する利用者の状況に応じた地域福祉事業を着実に実施している。一層の地域福祉の向上や施設の適正な運営等, 当団体が担う役割を安定して継続的に果たせるよう必要な助言を行っていく。</p>	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は, それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3-R2)
貸借対照表	資産合計	24,640,340	32,687,347	44,688,326	12,000,979
	流動資産	10,394,046	12,608,000	18,410,886	5,802,886
	固定資産	14,246,294	20,079,347	26,277,440	6,198,093
	うち有形固定資産	2,279,793	2,332,831	2,227,897	△ 104,934
	負債合計	1,203,524	1,227,078	1,052,202	△ 174,876
	流動負債	656,518	730,987	582,029	△ 148,958
	固定負債	547,006	496,091	470,173	△ 25,918
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	23,436,816	31,460,268	43,636,125	12,175,857
指定正味財産	11,000	11,000	11,000	0	
一般正味財産	23,425,816	31,449,268	43,625,125	12,175,857	
収支計算書	事業収入	4,623,359	4,614,237	4,652,548	38,311
	事業外収入	273,033	703,021	479,469	△ 223,552
	収入計	4,896,392	5,317,258	5,132,017	△ 185,241
	事業費	1,233,004	1,151,887	1,211,555	59,668
	管理費	3,579,052	3,643,667	3,624,755	△ 18,912
	事業外支出	563,286	262,611	272,536	9,925
	支出計	5,375,342	5,058,165	5,108,846	50,681
	当期収支差額	△ 478,950	259,093	23,171	△ 235,922
県の財政的関与	補助金	888,029	8,535,733	12,835,612	4,299,879
	委託金 ※2	201,988	170,846	1,598,737	1,427,891
	負担金	474	207	208	1
	補助金等合計	1,090,491	8,706,786	14,434,557	5,727,771
	総収入 ※3	5,754,130	13,794,718	17,491,360	3,696,642
	総収入に対する補助金等割合	19.0%	63.1%	82.5%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。

(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝売上高＋営業外収益＋特別利益【損益計算書】

注) 収支計算書は一般会計のみ計上。県の財政的関与は一般会計及び生活福祉資金会計(貸付金資金等補助金)を計上。

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3-R2)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(純資産)×100	95.1%	96.2%	97.6%	1.4%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	1583.2%	1724.8%	3163.2%	1438.4%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-9.8%	4.9%	0.5%	-4.4%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	73.1%	68.5%	70.6%	2.1%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	15 (3)	15 (3)	15 (3)	平均年齢	1名のため非公開			
職員	常勤職員 (※4)	408	419	433	平均年収 (千円)	1名のため非公開			
	プロパー職員	403	415	429					
	県OB	4	4	4	常勤職員(プロパー)				
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢	38.90			
	その他の派遣職員	1	0	0	平均年収 (千円)	5,057			
上記以外の職員(※5)	336	328	313						
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	601.0	雇用障害者数	18.0	実雇用率	3.00 %	不足数	0.0

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

13 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

<組織運営の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価		
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0	1
			② 8項目以上整備	1	
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■	
			役員報酬規程	■	
			職務分掌規程	■	
			会計規程	■	
			契約規程	■	
			決裁規程	■	
			給与規程	■	
			退職手当規程	■	
施設等の管理規程	□				
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0	3
			② 1～2点	1	
			③ 3～4点	2	
			④ 5点以上	3	
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■	
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□	
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□	
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	□	
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	■	
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■	
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	■	
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	■	
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	□				
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0	2
			②③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1	
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2	
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0	1
			② 登用している。	1	

No.	項目	評価内容		評価	
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	□	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	■				
合計（10点満点）					10

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、 今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考 指標
<p>一般会計に関し、会計監査法人の助言等により、ガバナンスの強化を図ることができた。</p> <p>健全性の確保に向け、職員に対する啓発等の研修を行い、コンプライアンスを強化する必要がある。</p> <p>適正なサービスの提供及び事業を円滑に実施するため、定年退職者の推移及び実施事業の状況を踏まえて職員を採用するなど適切な人材の確保に努めた。</p>	<p>社会福祉法人制度改革に伴い、会計監査人を置き、会計監査人による監査の実施のほか、指導に基づく事務改善を図るなど、経営組織のガバナンスの向上に努めている。また、人材の育成・確保を図ったほか、ホームページにおいて計算書類や事業報告等を公表しており、積極的に情報を公開している。</p>	A

<参考指標>
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

13 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価			
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0		
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1		
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2		
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3		
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4		
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0		3
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1		
			③当期のみ増加又は黒字	2		
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3		
			⑤3期連続増加又は黒字	4		
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	2	
			②正味財産比率が30%以上	2		
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0		
			②自己資本比率が30%以上	2		
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1	
			②当期100%以上	1		

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合＝補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	0
		②①又は③以外	1	
		③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%)＝(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
		②当期≤前期、又は当期≤前々期	1	
		③当期≤前期≤前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況 累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
		②累積なし	2	
合計(13点満点)				10

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
<p>新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金等特例貸付原資受領により補助金及び流動比率が増となっている。</p> <p>収入については、各種貸付事業の貸付原資受領のタイミングにより数値が大きく変動する場合がある。また、多くを県指定管理や、委託・補助事業が占めているため、法人としての経営状況は安定している。</p> <p>一方で、一部の自主運営施設において、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少しており、経営状況の改善が必要である。</p> <p>今後も、自主運営施設の老朽化等による修繕等費用の計画的な積立、職員の処遇改善費の増加等による将来的な費用増加を見据えた経営基盤の強化に努める。</p>	<p>正味財産比率は高い水準で推移しており、継続して安定した経営が図られている。また、自主運営施設等の運営について、検討委員会を設置し、今後のあり方や整備について検討を重ねるなど、自立的な運営に向けた取組も実施している。</p>	B

<参考指標>
合計点が
11～13点の場合：A(概ね良好)
7～10点の場合：B(改善の余地あり)
3～6点の場合：C(改善措置が必要)
0～2点の場合：D(大いに改善措置が必要)